

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十一日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十五号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項第一号イ中「百分の百十以上百分の百八十以下」を「百分の百十二・五以上百分の百八十五以下」に、「百分の百三十六以上百分の二百二十以下」を「百分の百三十八・五以上百分の二百二十五以下」に改め、同号ロ中「百分の九十八・五以上百分の百十未満」を「百分の百一以上百分の百十二・五未満」に、「百分の百二十一・五以上百分の百三十六未満」を「百分の百二十四以上百分の百三十八・五未満」に改め、同号ハ中「百分の八十七」を「百分の八十九・五」に、「百分の百四」を「百分の百六・五」に改め、同号ニ中「百分の八十七未満」を「百分の八十九・五未満」に、「百分の百四未満」を「百分の百六・五未満」に改め、同項第二号イ中「百分の四十二・五超」を「百分の四十五超」に、「百分の五十二・五超」を「百分の五十五超」に改め、同号ロ中「百分の四十二・五」を「百分の四十五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十五」に改め、同号ハ中「百分の四十二・五未満」を「百分の四十五未満」に、「百分の五十二・五未満」を「百分の五十五未満」に改める。

(職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年広島県人事委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号イ中「百分の百十」を「百分の百十二・五」に改め、同号ロ中「百分の九十八・五」を「百分の百一」に改め、同号ハ中「百分の九十」を「百分の九十二・五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十五」に改める。

附則第三項中「百分の九十以上百分の九十八・五未満」を「百分の九十二・五以上百分の百一未満」に改める。

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定及び第二条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。